「改正] 「現行]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味	
1~12(略)	(略)	
13 第1種X i ユビキタス契約	X i ユビキタス契約であって、第2種X i ユビキタス契約以外のもの	
14 第1種X i ユビキタス契約者	当社と第1種Xiユビキタス契約を締結している者	
15 第2種X i ユビキタス契約	X i 契約であって、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (通用) の(1)の2に規定するX i デバイスプラス 300、X i デバイスプラス 500を選択することができるもの	
16 第2種Xi ユビキタス契約者	当社と第2種Xi ユビキタス契約を締結している者	
17 一般契約	(略)	
18 一般契約者	(略)	
19 定期契約	(略)	
20 定期契約者	(略)	
21 X i ユビキタス一般契約	(略)	
22 X i ユビキタス一般契約者	(略)	
23 第2種X i ユビキタス一般契約	第2種Xi ユビキタス契約であって、第2種Xi ユビキタス定期契約 以外のもの	
24 第2種X i ユビキタス一般契約者	当社と第2種X i ユビキタス一般契約を締結している者	

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	語はそれぞれ次の意味で使用します。 用語の意味
1~12(略)	(略)
13 一般契約	(略)
14 一般契約者	(略)
15 定期契約	(略)
16 定期契約者	(略)
17 X i ユビキタス一般契約	(略)
18 X i ユビキタス一般契約者	(略)
19 X i ユビキタス定期契約	(略)
20 X i ユビキタス定期契約者	(略)
21 契約者	(略)
22 移動無線装置	(略)
23 無線基地局設備	(略)
24 取扱所交換設備	(略)

25 X i ユビキタス定期契約	(略)
26 X i ユビキタス定期契約者	(略)
27 第2種X i ユビキタス定期契約	第2種Xi ユビキタス契約であって、Xi ユビキタス定期契約となるも の
28 第2種X i ユビキタス定期契約者	当社と第2種Xi ユビキタス定期契約を締結している者
29 契約者	(略)
30 移動無線装置	(略)
<u>31</u> 無線基地局設備	(略)
32 取扱所交換設備	(略)
33 契約者回線	(略)
<u>34</u> ドコモUIMカード	(略)
35 端末設備	(略)
36 自営端末設備	(略)
37 自営電気通信設備	(略)
38 相互接続点	(略)
39 協定事業者	(略)
40 相互接続通信	(略)
41 契約者回線等	(略)
42 他社契約者回線	(略)
43 消費税相当額	(略)

25 契約者回線	(略)
26 ドコモUIMカード	(略)
27 端末設備	(略)
28 自営端末設備	(略)
29 自営電気通信設備	(略)
30 相互接続点	(略)
31 協定事業者	(略)
32 相互接続通信	(略)
33 契約者回線等	(略)
34 他社契約者回線	(略)
35 消費税相当額	(略)

第2章~第3章 (略)

第4章 Xi ユビキタス契約 第1節 契約の種別

(契約の種別)

- 第21条の2 Xi ユビキタス契約には、次の種別があります。
- (1) 第1種Xi ユビキタス契約
- (2) 第2種Xi ユビキタス契約
- 2 第1項に規定する第2種Xi ユビキタス契約には、次の種別があります。
- (1) 第2種X i ユビキタス一般契約
- (2) 第2種X i ユビキタス定期契約

第2節 第1種Xiユビキタス契約

(契約の単位)

第 21 条の 3 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の<u>第 1 種</u> X i ユビキタス契約を締結します。この場合、契約者は、1 の<u>第 1</u> 種 X i ユビキタス契約につき 1 人に限ります。

(第1種Xi ユビキタス契約の申込の承諾)

- 第21条の4 当社は、第1種XiJビキタス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種XiJビキタス契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1)第1種Xi ユビキタス契約の申込みをした者がXi ユビキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第85条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第1種X i ユビキタス契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに 係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第8条(第1種Xi ユビキタス契約申込の方法)及び第21条の7(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第1種Xi ユビキタス契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

- 第21条の5 Xi ユビキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 当社は、第62条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、Xiユビキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、Xi ユビキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第2章~第3章 (略)

第4章 X i ユビキタス契約 第1節 契約の種別

(契約の種別)

- 第21条の2 Xi ユビキタス契約には、次の種別があります。
- (1) X i ユビキタス一般契約
- (2) X i ユビキタス定期契約

第2節 Xiユビキタス一般契約

(契約の単位)

第 21 条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のX i ユビキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1のX i ユビキタス一般契約につき1人に限ります。

(Xi Jビキタス一般契約申込の方法)

- 第21条の4 Xi ユビキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うXiサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 前項の場合において、X i ユビキタス一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

- 3 X i ユビキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する1のFOMA(FOMAサービス契約約款に規定する ものをいい、第2種契約に係るものに限ります。)又はXi(以下、「指定共有Xi等」といいます。)を指定し、当社に申し出て いただきます。
- (1) その申込みに係る X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。) と同一の割引回線群 (料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(13)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。) 及び共有回線群 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。) を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。
- (2) その申込みに係る X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときに限ります。) と同一の共有回線群を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(XiJビキタス一般契約の申込の承諾)

- 第21条の5 当社は、XiJビキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのXiJビキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) X i ユビキタス一般契約の申込みをした者が X i ユビキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第85条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(契約者が行う第1種Xi ユビキタス契約の解除)

第21条の6 契約者は、第1種XiJビキタス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属Xiサービス取扱所に当社所 定の書面により通知していただきます。

(その他の提供条件)

第 21 条の 7 第 1 種 X i ユビキタス契約の X i ユビキタスにおけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に 定めるものを除きます。) については、X i の場合に準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

第3節 第2種Xiユビキタス一般契約

(契約の単位)

第 21 条の8 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種Xi ユビキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1の 第2種Xi ユビキタス一般契約につき1人に限ります。

(第2種Xi ユビキタス一般契約申込の方法)

- 第21条の9 第2種Xi Jビキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うXiサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 前項の場合において、第2種XiJビキタス一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

- 3 第2種Xi ユビキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する1のFOMA(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、第2種契約に係るものに限ります。)又はXi(以下、「指定共有Xi等」といいます。)を指定し、当社に申し出ていただきます。
- (1) その申込みに係るXi ユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)と同一の割引回線群(料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(13)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。)及び共有回線群(料金表第 1 表第 3

- (3) X i ユビキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに 係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第21条の4(Xi ユビキタス一般契約申込の方法)及び第21条の9(その他の提供条件)の規定により提示された書類 に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、Xi ユビキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

- 第 21 条の6 X i ユビキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 当社は、第79条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、X i ユ ビキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、X i ユビキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者が行うX i ユビキタス一般契約の解除)

第 21 条の 7 契約者は、X i ユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所 定の書面により通知していただきます。

(当社が行うX i ユビキタス一般契約の解除)

- 第 21 条の8 当社は、第 41 条 (利用停止) 第1項の規定によりX i ユビキタスの利用を停止された X i ユビキタスー般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その X i ユビキタスー般契約を解除することがあります。
- 2 当社は、X i ユビキタス一般契約者が第 41 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行 に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、X i ユビキタスの利用停止をしないでその X i ユビキタス 般契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が 21 条の4 (Xi ユビキタス一般契約申込の方法) の規定により指定された指定共有 Xi 等について、次のいずれかに該当する場合は、その Xi ユビキタス一般契約を解除します。
- (1) 名義変更があったとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 21 条の4 (Xi ユビキタス一般契約申込の方法)第3項に該当しないことが判明したとき。

(その他の提供条件)

第 21 条の9 その他の提供条件 (Xiの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、Xiの場合に 準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

__(通信料) の1 (適用) の(8)の3 に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。) を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(2) その申込みに係る X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときに限ります。) と同一の共有回線群を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(第2種Xi ユビキタス一般契約の申込の承諾)

- 第21条の10 当社は、第2種Xiユビキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種XiJビキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第2種Xi ユビキタス一般契約の申込みをした者がXi ユビキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している 若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第2種Xi ユビキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているXiサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第21条の9(第2種Xi ユビキタス一般契約申込の方法)及び第21条の14(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種Xi ユビキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

- 第 21 条の 11 X i ユビキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 当社は、第62条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、Xiユビキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、X i ユビキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)

第 21 条の 12 契約者は、第2種XiJビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属Xiサービス取扱所に 当社所定の書面により通知していただきます。 第3節 Xi ユビキタス定期契約

(契約の単位)

第 21 条の 10 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の X i ユビキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の X i ユビキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(Xi Jビキタス定期契約の申込の承諾)

- 第21条の11 当社は、Xi ユビキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのXiユビキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) X i ユビキタス定期契約の申込みをした者がX i ユビキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると き。
- (2) 第85条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) X i ユビキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに 係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第9条(一般契約申込の方法)及び第24条の26(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、XiJビキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(X i ユビキタス定期契約の満了)

- 第 21 条の 12 Xi ユビキタス定期契約は、当社がそのXi ユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 2 第1項の規定にかかわらず、第2種FOMAユビキタス定期契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結したXiユビキタス定期契約は、契約の解除があったそのFOMAユビキタス定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 3 前項の規定によるほか、そのXiユビキタス定期契約が第21条の13(Xiユビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 4 当社は、前3項に規定するXi ユビキタス定期契約の満了について、当該Xi ユビキタス定期契約の満了日の属する暦月にお

(当社が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)

- 第 21 条の 13 当社は、第 41 条 (利用停止) 第 1 項の規定により X i ユビキタスの利用を停止された第 2 種 X i ユビキタス一般 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 2 種 X i ユビキタス一般契約を解除することがあります。
- 2 当社は、第2種Xi ユビキタスー般契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Xi ユビキタスの利用停止をしないでその第2種Xi ユビキタスー般契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が 21 条の9 (第2種Xi ユビキタス一般契約申込の方法) の規定により指定された指定共有Xi 等について、次のいずれかに該当する場合は、その第2種Xi ユビキタス一般契約を解除します。
- (1) 名義変更があったとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 21 条の9 (第2種Xi ユビキタス一般契約申込の方法) 第3項に該当しないことが判明したとき。

(その他の提供条件)

第 21 条の 14 第 2 種 X i ユビキタス一般契約の X i ユビキタスにおけるその他の提供条件(X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。)については、X i の場合に準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

第4節 第2種Xi ユビキタス定期契約

(契約の単位)

第 21 条の 15 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の第 2 種 X i ユビキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の第 2 種 X i ユビキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(第2種Xi ユビキタス定期契約の申込の承諾)

- 第21条の16 当社は、第2種Xiユビキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種XiJビキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第2種Xi ユビキタス定期契約の申込みをした者がXi ユビキタスサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している 若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第2種Xi ユビキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているXiサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第9条 (一般契約申込の方法) 及び第21条の19 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種Xi ユビキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種Xi ユビキタス定期契約の満了)

第21条の17 第2種XiJビキタス定期契約は、当社がその第2種XiJビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

いて、当社が定める方法により、当該 X i ユビキタス定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(XiJビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第 21 条の 13 X i ユビキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにX i ユビキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、X i ユビキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日にX i ユビキタス定期契約を更新します。
- 3 当社は、前項の規定により、Xi ユビキタス定期契約を更新するときは、第24条の11(Xi ユビキタス定期契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 21 条の 14 その他の提供条件 (Xiの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、Xiの場合に 準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第2種FOMAユビキタス定期契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下 この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結した第2種Xiユビキタス定期契約は、契約の解除があったその第2種 FOMAユビキタス定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することなる日をもって満了となります。
- 3 前項の規定によるほか、その第2種Xiユビキタス定期契約が第21条の18(第2種Xiユビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 4 当社は、前3項に規定する第2種Xiユビキタス定期契約の満了について、当該第2種Xiユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種Xiユビキタス定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(第2種Xi ユビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第 21 条の 18 第 2 種 X i ユビキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに第 2 種 X i ユビキタス一般契約を締結するとき 又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、第2種Xiユビキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に第 2種Xiユビキタス定期契約を更新します。
- 3 当社は、前項の規定により、第2種Xi ユビキタス定期契約を更新するときは、第21条の16(第2種Xi ユビキタス定期契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 21 条の 19 その他の提供条件(Xiの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。)については、Xiの場合に 準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

第4章の2~第5章 (略)

第6章 ドコモU I Mカードの貸与等 第1節 ドコモU I Mカードの貸与等

第29条~第31条 (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第32条 (略)

2~4 (略)

- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- (注) X i ユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、機器の制御又は監視等のための用途と当社が認めたものに限ります。

第10章 料金等

第1節 (略)

第4章の2~第5章 (略)

第6章 ドコモU I Mカードの貸与等 第1節 ドコモU I Mカードの貸与等

第 29 条~第 31 条 (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第32条 (略)

2~4 (略)

5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第10章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務

第49条~第53条 (略)

第3節~第7節 (略)

第 11 章~第 12 章 (略)

第13章 雑則

第65条~第74条(略)

(利用者登録)

第74条の2 (略)

2~5 (略)

6 Xi契約者は、そのXi契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はXi契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)~(2) (略)

(4)~(10) (略)

(注) (略)

第75条~第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

- 第77条 Xi 契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行う第1種Xi ユビキタス契約の解除)、第21条の14(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)、第21条の14(契約者が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)、第21条の14(契約者が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)、第21条の14(契約者が行う第2種Xi ユビキタス一般契約の解除)又は第21条の19(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(X i 契

第2節 料金等の支払義務

第49条~第53条 (略)

第3節~第7節 (略)

第11章~第12章 (略)

第13章 雑則

第65条~第74条(略)

(利用者登録)

第74条の2 (略)

2~5 (略)

6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)~(2) (略)

(3) X i 契約者が、そのX i サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき(第 58 条の 2(債権の譲渡等)の規定により、当社がX i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがない時を含みます。)は、第 41 条(利用停止)の規定に基づきX i サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条(当社が行う一般契約の解除)、第 21 条(その他の提供条件)、第 21 条の 8(当社が行うX i ユビキタス一般契約の解除)、第 21 条の 14(その他の提供条件)の規定に基づきX i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)~(10) (略)

(注) (略)

第75条~第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

- 第77条 Xi 契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(契約者が行うXi ユビキタス一般契約の解除)、第21条の8(当社が行うXi ユビキタス一般契約の解除)、第21条の8(当社が行うXi ユビキタス一般契約の解除)又は第21条の14(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がXiサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(Xi契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(Xi

約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 第 16 条<u>、</u>第 21 条<u>、</u>第 21 条<u>の 7</u>、第 21 条<u>の 13 又は第 21 条<u>の 19</u> の規定により当社がその X i 契約を解除したとき(第 70 条(利用に係る契約者の義務)第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。)。</u>
- (2) (略)

3~4 (略)

(注) (略)

第77条の2~第80条 (略)

第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

	基 本 使 用 料 の 適 用		
(1)(略)	(略)		
(1)の2 X i	ア X i ユビキタスの基本使用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。	
ユビキタスの	<u>(ア)</u> 第1種Xiユビキタ	ス契約に係るもの	
基本使用料	区分	基本使用料の料金種別	
の適用	Xi ユビキタス	LTEユビキタスプランS	
		LTEユビキタスプランM	
		LTEユビキタスプランS (高速オプション)	
		LTEユビキタスプランM (高速オプション)	
		LTEユビキタスフラット	
	(イ) 第2種X i ユビキタス契約に係るもの		
	① 第2種XiJビキタス一般契約に係るもの		
	区分	基本使用料の料金種別	
	X i ユビキタス	X i デバイスプラス 300	
		X i デバイスプラス 500	
	② 第2種X i ユビキタ	タス定期契約に係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別	
	X i ユビキタス X i デバイスプラス 500		
	イ〜ウ (略)		
	IX i ユビキタス契約者 (基本使用料の料金種別がLTEユビキタスフラット及び第2種Xi ユビキタス		
	契約に係るものに限ります。) は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除(当		
	社が別に定める場合を除きます。)があった日を含む暦月までの期間について、2 (料金額)に規定す		
	る料金の支払いを要します	- •	

契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 第 16 条 $\underline{\mathsf{X}}$ は第 21 条 の規定により当社がその $\underline{\mathsf{X}}$ i 契約を解除したとき(第 70 条(利用に係る契約者の義務)第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。)。
- (2) (略)

3~4 (略)

(注) (略)

第77条の2~第80条(略)

第14章 (略)

料金表

通則(略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

基本使用料の適用			
(1) (略)	(略)		
(1)の2 X i	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。		
ユビキタスの			
基本使用料			
の適用			
	(-)		
		X i ユビキタス一般契約に係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別	
	Xi ユビキタス	X i デバイスプラス 300	
		X i デバイスプラス 500	
	<u>(イ) X i ユビキタス定期</u>	契約に係るもの	
	区分基本使用料の料金種別		
	X i ユビキタス X i デバイスプラス 500		
	イ〜ウ (略)		
	エ X i ユビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除(当社が別		
	に定める場合を除きます。)があった日を含む暦月までの期間について、2 (料金額)に規定する料金		
	の支払いを要します。		

	オ 暦月の初日以外にX i ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別がL T E ユビキタスフラット及び第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。)を締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、エの規定にかかわらず、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。 ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、オの規定を適用します。 カ オに規定する場合を除き、第1種X i ユビキタス契約 (基本使用料の料金種別がL T E ユビキタスフラットに係るものに限ります。)及び第2種 X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 キ〜コ (略) サ 第2種X i ユビキタス契約者が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。 シ 同一暦月内において、第2種X i ユビキタス 定期契約の解除と同時に新たに第2種X i ユビキタス 一般契約を締結又は第2種X i ユビキタス 一般契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。		オ 暦月の初日以外にXi ユビキタス契約を締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、エの規定にかかわらず、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。 ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、オの規定を適用します。 カ オに規定する場合を除き、Xi ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 キ〜コ (略) サ 同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。 シ 同一暦月内において、Xi ユビキタス定期契約の解除と同時にXi ユビキタス一般契約を締結又はXi ユビキタス一般契約の解除と同時にXi ユビキタス一般契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。 ス 同一暦月内において、第2種FOMAユビキタス契約の解除と同時にXi ユビキタス契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。
(2) 身体障が い者等割引 (ハーティ割 引) の適用	きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 イ 本割引を選択する者は、当社に申し出ていただきます。この場合において、複数の一般契約を締結しているときは、本割引の適用を受けようとする X i をあらかじめ指定して申し出ていただきます。 ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア) ~ (イ) (略) (ウ) イの規定により指定した X i に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の X i 、 X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタスにおいて、この約款又は F O M A サービス契約約款の規定により契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (エ) イの規定により指定した X i に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の X i 、 X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタスにおいて、この約款又は F O M A サービス契約約款の規定により身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定によりその X i 、 X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタスが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。	(2) 身体障がい者等割引 (ハーティ割引)の適用	関する料金の支払いを要します。 イ 本割引を選択する者は、当社に申し出ていただきます。この場合において、複数の一般契約を締結しているときは、本割引の適用を受けようとする X i をあらかじめ指定して申し出ていただきます。 ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア) ~ (イ) (略) (ウ) イの規定により指定した X i に係る登録利用者が、他の X i 、F O M A 又は F O M A ユビキタスにおいて、この約款又は F O M A サービス契約約款の規定により契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (エ) イの規定により指定した X i に係る登録利用者が、他の X i 、F O M A 又は F O M A ユビキタスにおいて、この約款又は F O M A サービス契約約款の規定により身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定によりその X i 、F O M A 又は F O M A ユビキタスが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (オ) ~ (カ) (略)
(3) (略)	(オ) ~ (カ) (略) (略)	(3) (略)	(略)
(4) ユビキタス 定期複数契	ア ユビキタス定期複数契約割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括	(4) ユビキタス 定期複数契	

約割引 (ユビ キタスプラン割 引) に係る適 用等 請求」といいます。)している場合に、その一括請求に係るXiコビキタス及びFOMAコビキタスの数 (基本使用料を一括請求することとなる第1種Xiコビキタス及び第1種FOMAコビキタス(基本使用料の料金種別がユビキタスブランS又はユビキタスブランMに係るものに限ります。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)及びあらかじめ申し出のあった1の割引選択期間(次表に規定するものをいいます。)に応じて、その一括請求に係る第1種Xiコビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

		ı		1 大小りここに
区分		基本使用料の割引額(月額)		
基本使用料の料金	割引選択期	一括請求に係るXiユビキタス及びFOMAユビキタス		O M A ユビキタス
種別	間	の数		
		99 まで	100以上999	1000以上
			<u>まで</u>	
LTEユビキタスプラ	<u>1年</u>	100円	150円	200円
<u>>s</u>	<u>3年</u>	200円	250円	300円
	<u>5年</u>	300円	350円	400円
LTEユビキタスプラ	1年	100円	200円	300円
<u>>M</u>	3年	250円	350円	450円
	<u>5年</u>	400円	500円	600円
LTEユビキタスプラ	1年	100円	150円	200円
ンS(高速オプショ	3年	200円	250円	300円
<u>ン)</u>	<u>5年</u>	300円	350円	400円
LTEユビキタスプラ	1年	100円	200円	400円
ン M(高速オプショ	3年	250円	350円	500円
<u>ン)</u>	<u>5年</u>	400円	450円	600円
LTEユビキタスフラ	<u>1年</u>	100円	250円	400円
<u>ット</u>	<u>3年</u>	300円	450円	600円
	<u>5年</u>	500円	650円	800円

- イ 一括請求に係るXi ユビキタス及びFOMAユビキタスの数は、当社が定める日に測定します。
- ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ1のユビキタス定期複数契約割引回線群(以下この欄において 「本割引回線群」といいます。) を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、申出が新たに本割 引回線群を構成する申出であるときは、本割引代表回線(本割引回線群を代表する1のXi又はFOMAをいいます。以下この欄において同じとします。) を合わせて申し出ていただきます。
- エ 本割引は、次のいずれかに該当する場合は、選択することができません。
- (ア) その契約者が、一括請求に係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠る おそれがあるとき。
- (イ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- オ 本割引の適用の開始は、本割引を選択する申出があった日を含む暦月の翌暦月からとします。
- <u>カ</u> 当社は、本割引を選択している契約者から本割引を廃止する申出があったときは、本割引を廃止します。
- 主 当社は、本割引の適用を受けている X i 又は F O M A について、本割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その契約者回線について本割引の適用を廃止します。この場合において、廃止のあった X i 又は F O M A が本割引代表回線であ

約割引 (ユビ キタスプラン割 引) に係る 適用等

- るときは、その本割引回線群の中から新たに本割引代表回線を指定していただきます。
- (ア) 名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)。
- (イ) 契約の解除があったとき。
- (ウ) 一括請求グループの変更を行うとき。
- (エ) 契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- 夕 当社は、エに該当する場合は、一括請求に係る全てのX i ユビキタスについて本割引の適用を廃止する
 ことがあります。
- ケ 当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引 選択期間が経過したときは、経過することとなる日に同一の割引選択期間に係る本割引を再度選択した ものとみなして取り扱います。
 - ただし、当社が指定する期間中に、カに規定する申出があった場合は、この限りでありません。
- □ 本割引を選択している本割引代表回線の契約者からの申出により本割引回線群を廃止する場合は、 その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。
- サ 本割引を選択している契約者より契約解除の申し出があった場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。
- シ 本割引の適用を受けている X i ユビキタス (本割引代表回線を除きます。) は、キ (ウ) の規定により 本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。
- セ 本割引を選択している契約者は、アに規定する割引選択期間の変更(割引選択期間が短くなる場合を除きます。)を行うことができます。この場合において、当社は変更に係る申出を新たに本割引を選択する申出とみなして取り扱います。
- 夕 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。
- チ (1)の2 オの規定により基本使用料を日割するとき、一暦月内において、第1種Xiユビキタス契約 (LTEユビキタスフラットに係るものに限ります。)のユビキタス契約の解除と同時に当社が提供する電 気通信サービスの契約を新たに締結するとき又は料金種別を変更したときは、アの規定により算定した額 をLTEユビキタスフラットを選択している日数に応じて日割して適用します。
- ツ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種Xi ユビキタス及び第1種FOMAユビキタス(基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタス プランMに係るものに限ります。)について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月 の前暦月の割引額の算定に係るXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数1ごとに、次表に規定する 額を支払っていただきます。

割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了と	基本使用料の額 (月額)	
なる暦月までの期間	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	

テ 本割引の適用を受けている契約者は、一括請求に係るXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数が、 前暦月の割引額の算定に係るXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数から減少した場合は、その減 少したXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数1ごとにソの表に規定する額の支払いを要します。この ア X i 契約者は、F O M A サービス契約約款に規定するユビキタス定期複数契約割引(以下この欄に おいて「本割引」といいます。)の適用を受けている F O M A ユビキタスに係る料金等が X i に係る料金 等と一括して請求されている場合であって、本割引に係る割引選択期間において、その一括請求に係る すべての F O M A ユビキタスについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前 暦月の割引額の算定に係る F O M A ユビキタスの数 1 ごとに、次表に規定する額を支払っていただきま す。

割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了と	基本使用料の額 (月額)	
なる暦月までの期間	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	

✓ アの規定によるほか、X i 契約者は、本割引の適用を受けている F O M A ユビキタスに係る料金等が
 X i に係る料金等と一括して請求されている場合であって、その一括請求に係る F O M A ユビキタスの数が、前暦月の割引額の算定に係る F O M A ユビキタスの数から減少した場合は、その減少した F O M

	場合において、「割引の適用が廃止となった暦月」を「一括請求に係るX i ユビキタス及び F O M A ユビキタスの数が減少した暦月」に読み替えて適用します。	
	_ ただし、その減少したXiユビキタス及びFOMAユビキタスの数が当社の定める数以内の場合はこの 限りでありません。	
(4)の2 (略)	(略)	

2 料金額

2-1 (略)

2 - 2 X i ユビキタスに係るもの

2-2-1 第1種Xi ユビキタス契約に係るもの

1契約ごとに

		1 人 小 し こ に
区 分		料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	LTEユビキタスプランS	800円(864円)
	LTEユビキタスプランM	1,600円 (1,728円)
	L T EユビキタスプランS(高速オプション)	1,000円 (1,080円)
	LTEユビキタスプランM(高速オプション)	1,800円 (1,944円)
	LTEユビキタスフラット	2,000円 (2,160円)

2-2-2 第2種Xi ユビキタス契約に係るもの

1契約ごとに

区 分		料金額(月額)	
		次の税抜額(かっこ内は税込額)	
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契	X i デバイスプラス 300	(略)
	約に係るもの	X i デバイスプラス 500	(略)
	X i ユビキタス定期契 約に係るもの	X i デバイスプラス 500	(略)

第2 付加機能使用料

1 適用

	付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)~(6) (略)	(略)	
(7) 付加機能使	ア〜イ (略)	
用料の 31 日間	ウ X i ユビキタス契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、契約の解除があ	
減額適用	ったX i ユビキタス契約を締結した日(その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契	
	約を締結した日と当社がみなす日)から継続してX i 契約を締結しているものとみなし、アの(ア)から(ク)	
	の規定を適用します。	
	工 (略)	
(8)~(10) (略)	(略)	

2 料金額(略)

	Aユビキタスの数 1 ごとにアの表に規定する額の支払いを要します。この場合において、「割引の適用が廃止となった暦月」を「一括請求に係る F O M Aユビキタスの数が減少した暦月」に読み替えて適用します。 ただし、その減少した F O M Aユビキタスの数が当社の定める数以内の場合はこの限りでありません。
(4)の2(略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2 - 2 X i ユビキタスに係るもの

1契約ごとに

		1 大小にこ
区分	料金額(月額)	
	と ガ	次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i ユビキタス一般契	X i デバイスプラス 300	(略)
約に係るもの	X i デバイスプラス 500	(略)
X i ユビキタス定期契 約に係るもの	X i デバイスプラス 500	(略)

第2 付加機能使用料

1 適用

	付加機能使用料の適用	
(1)~(6) (略)	(略) ア〜イ (略) ウ X i ユビキタス契約者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結したときは、契約の解	
(7) 付加機能使		
用料の 31 日間		
減額適用	除があったX i ユビキタス契約を締結した日(その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、	
	その契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してX i 契約を締結しているものとみなし、アの(ア)	
	から(ク)の規定を適用します。	
	工 (略)	
(8)~(10) (略)	(略)	

2 料金額 (略)

第3 通信料

1 適用

(1) 通信の条件

 $(2)\sim(6)02$

ア〜エ (略)

- オ 基本使用料の料金種別がLTEユビキタスプランS高速オプション又はLTEユビキタスプランM高速オプションの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量 ((7)に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)が 209,715 課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのXiユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄において「128k通信」といいます。)を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けているXiユビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。
- 力 X i サービスの契約者回線と当社が提供する F O M A サービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 ただし、この約款、F O M A サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通

ただし、この約款、FOMAサービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りでありません。

- 主 ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- <u>ク</u> <u>キ</u>の規定によるほか、第40条(利用中止)の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。
- <u>ケ</u>契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。
- ⊒ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの 蓄積を行わないようにすることができます。
- サ 契約者は、当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信 回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当 社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。
- シ 世に規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- セ Xiの契約者回線とXi特定接続及びFOMA特定接続(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。)に係る1の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。
- <u>ソ</u> 128k 通信はに規定するデータ定額パックの適用を受けている場合又は第1種X i ユビキタスに係るものである場合に限り、行うことができます。
- タ 基本使用料の料金種別がLTEユビキタスプランS、LTEユビキタスプランM又はLTEユビキタスフラットのXiユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k通信モードによる通信に限り行うことができます。
- (注) <u>サ</u>に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。 (略)

第3 诵信料

 $(2)\sim(6)02$

第3 通信料	
1 適用	
	オ X i サービスの契約者回線と当社が提供する F O M A サービス若しくはワイドスター適信サービスの契約者回線との間の適信は、当社が別に定める場合を除き、適話モードに限り行うことができます。ただし、この約款、 F O M A サービス契約約款又はワイドスター適信サービス契約約款の規定により適信を行うことができないときは、この限りでありません。 カ ショートメッセージ通信モードにより行うた通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 キ カの規定による試か、第 40 条 (利用中止)の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。 ク 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。 ケ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。 コ 契約者は、当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信最い傾に関する通信の品質を保証しません。 サ コに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 シ ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。 ス X i の契約者回線と X i 特定接続及び F O M A 特定接続(F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。)に係る 1 の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。
	(注) コに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(略)

(略)			(略)	
(7) データ通信モ	ア〜イ (略)		(7) データ通信モ	ア〜イ (略)
ードによる通信	ウ データ専用プラン又はX i ユビキタスに係る基本使用料の料金種	 別の変更があった場合は、アの規定に	ードによる通信	ウ データ専用プランに係る基本使用料の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞ
の料金の適用	かかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別を選択している期		の料金の適用	れの基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。
37 (1123/22/13	を算定します。	asychologist to et isit yourselest the	34 122 322 13	TO SET THE TENSION OF THE PROPERTY OF THE SET OF THE SE
	エ〜オ(略)			エ〜オ (略)
	(注) (略)			(注) (略)
(8)∼(8)の2			(8)∼(8)の2	
(略)	(略)		(略)	(略)
(8)の3 データ定	ア (略)		(8)の3 データ定	ア (略)
額パックに係るデ	^ 、、 - / イ データ定額共有とは、共有回線群(ウに規定する共有代表回線	。 現及びTに規定する共有対象回線によ	額パックに係るデ	^ 、 ~ / イ データ定額共有とは、共有回線群(ウに規定する共有代表回線及びIに規定する共有対象回線によ
-夕定額共有	り構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。		- 夕定額共有	構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するXi、Xiユビキタス、F
7,250,713	(第2種Xiユビキタス契約に係るものに限ります。)、FOM			OMA(第2種契約に係るものに限ります。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス
	す。)及び F O M A ユビキタス(第 2 種 F O M A ユビキタス契約			契約に係るものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に
	課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る			係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。
	クを適用する取扱いをいいます。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	ウ (略)			ウ(略)
	□ エ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との	間のデータ定額共有を選択するXi、		I データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX i 、
	XiJビキタス(第2種XiJビキタス契約に係るものに限ります	。以下この欄において同じとしま		X i ユビキタス、F O M A (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)及
	す。)、FOMA(第2種契約に係るものに限ります。以下この			びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じ
	Aユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限り。			とします。)のことをいいます。
	す。) のことをいいます。			
	オ〜ネ (略)			オ〜ネ (略)
(8)の4∼(12)	(me)		(8)の4~(12)	(mh)
(略)	(略)		(略)	(略)
(12)の2 Xiユ	ア 基本使用料の料金種別が第1種Xiユビキタス契約(LTE	ユビキタスフラットを除きます)である契		
ビキタスにおける	約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信	(当社が別に定める通信を除きます。		
通信料の適用	以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接	続通信に係る料金等通信料に合算し		
	て請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。)の料	金は、1 料金月における累計の課金		
	対象データ量に応じて、2 (料金額) の規定により算定した額の	月間累計額から次表に規定する控除		
	可能額を適用します。			
	ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満た	ない場合は、その月間累計額を控除		
	した額を適用します。			
		1 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別	控除可能額		
	<u>LTEユビキタスプランS</u>	240円		
	LTEユビキタスプランM	1,800円		
	LTEユビキタスプランS(高速オプション)	<u>240 円</u>		
	LTEユビキタスプランM(高速オプション)	<u>1,800 円</u>		
	イ アに規定する控除可能額は料金種別ごとに適用します。			
	ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合	合は、アの規定にかかわらず、上限額を		
	超える部分の料金の支払いを要しません。			

		1 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	上限額	
	LTEユビキタスプランS	<u>2,200円</u>	
	LTEユビキタスプランM	1,400円	
	LTEユビキタスプランS(高速オプション)	3,500 円	
	LTEユビキタスプランM(高速オプション)	2,700円	
	エ 基本使用料の料金種別がX i ユビキタスフラットのX i の契約者	皆回線との間のデータ通信モードに係る	
	通信については、2 (料金額) の規定にかかわらずその料金の支	払いを要しません。	
	オ 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に基づ	き基本使用料を日割するときは、アに	
	規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、「控除可能額」を「控除可能額を日割		
	した額」に読み替えて適用します。		
	(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信とします。		
(13) 複数回線	ア〜イ (略)		
複合割引(ファ	ウ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するX i 、X i ユビキタス (第2種X i ユビキタス		
ミリー割引)の	契約に限ります。)、FOMA及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に限りま		
適用	す。) のことをいいます。		
	エ〜セ (略)		
	(注) (略)		
(14)~(24)	(略)		
(略)	(哈)		

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 2-3-2以外のもの

1課金対象データごとに

	T DV 777 / 1/2/	,
(略)	(略)	

2-3-2 第1種Xi ユビキタス契約に係るもの

1課金対象データごとに

		料金額(月額)
料 金 種 別		次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i データ通信料	L T EユビキタスプランS	1.2円 (1.296円)
	L T EユビキタスプランM	0.9円 (0.972円)
	L T EユビキタスプランS(高速オプション)	1.2円 (1.296円)
	L T EユビキタスプランM(高速オプション)	0.9円 (0.972円)
	L T Eユビキタスフラット	_

2-4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

(13) 複数回線	ア〜イ(略)
複合割引(ファ	ウ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するXi、Xiユビキタス、FOMA及びFOMA
ミリー割引)の	ユビキタス(第2種FOMAユビキタス契約に限ります。)のことをいいます。
適用	
	エ〜セ (略)
	(注) (略)
(14)~(24)	(略)
(略)	(MD)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

1課金対象データごとに

(略)	
-----	--

第4 定期契約等に係る解約金

	定 期 契 約 等 に 係 る 解 約 金		
(1) (略)			
(2) 定期契約等に係	ア X i 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支	Ī	
る解約金の適用除	払いを要しません。		
外	(ア)~(エ) (略)		
	(オ) 第2種Xi ユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定する		
	お便りフォトプランフラットに係るFOMAユビキタス定期契約を締結するとき。		
	(カ)~(キ)(略)		
	イ~キ (略)		

2 料金額 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

	手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1)(略)	(略)	
(2) 契約事務手数	ア X i <u>一般</u> 契約又は <u>第2種</u> X i ユビキタス <u>一般</u> 契約を締結している者が、その契約の解除と同時に	
料の適用	新たにXi定期契約又は第2種Xiユビキタス定期契約を締結する場合及びXi定期契約又は	
	第2種Xiユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにXi一般契約又	
	は第2種Xiユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2(料	
	金額)の規定にかかわらず、適用しません。	
	イ (略)	
(3)~(8)(略)	(略)	

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数	アイ以外のもの	(略)	(略)
料	イ <u>第2種</u> Xiユビ キタス契約に係るもの	(略)	(略)
(2)~(6)(略)		(略)	(略)

2-2 (略)

第6~第7

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

 $2-3-1\sim 2-3-2$ (略)

	定 期 契 約 等 に 係 る 解 約 金
(1) (略)	
(2) 定期契約等に係	ア X i 契約者は、次の場合には2(料金額)の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支
る解約金の適用除	払いを要しません。
外	(ア)~(エ)(略)
	(オ) X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定するお便りフ
	ォトプランフラットに係るFOMAユビキタス定期契約を締結するとき。
	(カ)~(キ)(略)
	イ~キ (略)

2 料金額 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

	手 続 きに 関 する 料 金 の 適 用	
(1) (略)	(略)	
(2) 契約事務手数 料の適用	(2) 契約事務手数 ア X i 契約又は X i ユビキタス契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに X i 契約又	
(3)~(8) (略)	(略)	

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料 金 種 別		単位	料 金 額
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数	アイ以外のもの	(略)	(略)
料	イ X i ユビキタス契 約に係るもの	(略)	(略)
(2)~(6)(略)		(略)	(略)

2-2 (略)

第6~第7(略)

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

 $2-3-1\sim 2-3-2$ (略)

2-3-3 X i ユビキタスに係るもの

1 セッションごとに

料 金 額

1 課金対象パケットごとに 0.5 円

2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能	(1) X i 及び第1種X i ユビキタス (当社が別に定めるもの
ドコモUIMカードを装着した移動無線装置が、国際アウ	に限るものとし、20 欄に規定する発信制限機能の提供を受
トローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その	けている者を除きます。)に限り提供します。
X i 及び第1種X i ユビキタス (以下、この欄において「X	(2) (略)
i 等」といいます。)の契約者回線に着信(通話モード、	(3) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の
64kb/s デジタル通信モード又はショートメッセージ通信モード	契約者回線からこの機能を利用しているX i 等の契約者回
によるものに限ります。)があった場合には、その通信をその国	線への通信(当社がその直前に確認できた日本国内の地
際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をい	域にそのX i <u>等</u> が在圏するものとみなして取り扱います。)
います。	と、そのXi等の契約者回線から当社が提供する国際電話
	サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通
	信回線への通信があったものとみなして取り扱います。

別表3~別表9 (略)

附則(平成27年8月27日経企第1033号) この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。 2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

別衣 2 19加機能	
種類	提供条件
1~14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能	(1) X i (20 欄に規定する発信制限機能の提供を受けてい
ドコモU I Mカードを装着した移動無線装置が、国際アウ	る者を除きます。)に限り提供します。
トローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そ	
のX i の契約者回線に着信(通話モード、64kb/s デジタ	(2)(略)
ル通信モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限	(3) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の
ります。)があった場合には、その通信をその国際アウトローミ	契約者回線からこの機能を利用しているXiの契約者回線
ングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。	への通信(当社がその直前に確認できた日本国内の地域に
	そのX i が在圏するものとみなして取り扱います。) と、その
	X i の契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを
	利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線へ
	の通信があったものとみなして取り扱います。

別表3~別表9 (略)

[改正] [現行]

第1章~第3章 (略)

第4章 FOMAユビキタス契約

第1節~第4節 (略)

第5節 第2種FOMAユビキタス定期契約

第24条の22~第24条の23 (略)

(第2種FOMAユビキタス定期契約の満了)

- 第 24 条の 24 第 2 種 F O M A ユビキタス定期契約は、当社がその第 2 種 F O M A ユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 2 第1項の規定にかかわらず、第2種Xi ユビキタス定期契約(Xi サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結した第2種Xi ユビキタス定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3~4 (略)

第 24 条の 25~第 24 条の 26 (略)

第4章の2~第14章 (略)

料金表

通則(略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基 本 使 用 料 の 適 用	
(1) (略)	(略)
(1)の2 FO	ア〜ソ (略)
M Aユビキタ	タ 同一暦月内において、第2種Xiユビキタス契約(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。
スの基本使	以下同じとします。)の解除と同時に新たに第2種FOMAユビキタス契約を締結したときは、その契約
用料の適用	の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。
	チ (略)
	ッ FOMAユビキタス契約者は、FOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタ
	ス定期契約を締結、FOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス一般契約
	を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるFOMAユビキタス契約

第1章~第3章 (略)

第4章

第1節~第4節 (略)

第5節 第2種FOMAユビキタス定期契約

第24条の22~第24条の23 (略)

(第2種FOMAユビキタス定期契約の満了)

- 第24条の24第2種FOMAユビキタス定期契約は、当社がその第2種FOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 2 第1項の規定にかかわらず、X i ユビキタス定期契約(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結した第2種FOMAユビキタス定期契約は、契約の解除があったそのX i ユビキタス定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3~4 (略)

第24条の25~第24条の26 (略)

第4章の2~第14章 (略)

料金表

通則(略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

基 本 使 用 料 の 適 用		
(1) (略)	(略)	
(1)の2 FO	ア〜ソ (略)	
M A ユビキタ	タ 同一暦月内において、X i ユビキタス契約 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同	
スの基本使	じとします。)の解除と同時に新たに第2種FOMAユビキタス契約を締結したときは、その契約の解除	
用料の適用	があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。	
	チ (略)	
	ッ FOMAユビキタス契約者は、FOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタ	
	ス定期契約を締結、FOMAユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス一般契約	
	を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるXiユビキタス契約の締	

			/
	の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。		結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
(2)~(2)の4 (略)	(略)	(2)~(2)の4 (略)	(略)
(3) 複数回線 複合割引 (ファミリー割 引)の適用	ア (略) イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択する F O M A 、 F O M A ユビキタス(第 2 種 F O M A ユビキタス契約に限ります。)、 X i 及び X i ユビキタス (第 2 種 X i ユビキタス契約に限ります。)のことをいいます。 ウ 〜サ (略)	(3) 複数回線 複合割引 (ファミリー割 引) の適用	ア (略) イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するFOMA、FOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に限ります。)、X i 及びX i ユビキタスのことをいいます。 ウ 〜サ (略)
(4)~(5) (略)	(略)	(4)~(5) (略)	(略)
(5)の2 ユビキ タス定期複数 契約 割引 (ユビキタスプ ラン割引)の 適用	ア ユビキタス定期複数契約割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括 請求」といいます。)している場合に、その一括請求に係るX i ユビキタス及び F O M A ユビキタス等の数 (第1種X i ユビキタス及び第1種F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別がユビキタスプラン S 又はユビキタスプランMに係るものに限ります。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)及びあらかじ め申し出のあった割引選択期間(次表に規定するものをいいます。)に応じて、その一括請求に係る F O M A ユビキタスの基本使用料(料金種別がユビキタスプラン S 又はユビキタスプラン M であるものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 (略) (略) イ 一括請求に係る X i ユビキタス及び F O M A ユビキタス等の数は、当社が定める日に測定します。ウ〜ス (略) セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種 X i ユビキタス及び第1種 F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別がユビキタスプラン S 又はユビキタスプラン M に係るものに限ります。)について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係る X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスの数 1 ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。	(5)の2 ユビキ タス定期複数 契 約 割 引 (ユビキタスプ ラン割引)の 適用	ア ユビキタス定期複数契約割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、FOMAユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といいます。)している場合に、その一括請求に係るFOMAユビキタス等の数(基本使用料を一括請求することとなるFOMAユビキタス及びドコモバケットサービス(パケット通信サービス契約約款に定めるものであって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。)及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間(次表に規定するものをいいます。)に応じて、その一括請求に係るFOMAユビキタスの基本使用料(料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMであるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 (略) (略) (略) イ 一括請求に係るFOMAユビキタス等の数は、当社が定める日に測定します。 ウ〜ス (略) セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべてのFOMAユビキタスについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るFOMAユビキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。
(6) (略)	(略)	(6) (略)	(略)
(7) 身体障が い者等割引 (ハーティ割 引) の適用	ア〜イ (略) ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア)〜(イ)(略) (ウ) イの規定により指定した FOMA 等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の FOMA等 Xi又は Xiユビキタスが、この約款又は FOMAサービス契約約款の規定により契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (エ) イの規定により指定した FOMA等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他の FOMA等 Xi又は Xiユビキタスが、この約款又は FOMAサービス契約約款の規定により身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定によりその Xi、Xiユビキタス、FOMA又は FOMAユビキタスが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (オ)〜(カ)(略) エ〜コ(略)	(7) 身体障が い者等割引 (ハーティ割 引)の適用	ア〜イ (略) ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア)〜(イ)(略) (ウ)イの規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、他のFOMA等又はXiにおいて、この約款又はXiサービス契約約款の規定により契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (エ) イの規定により指定したFOMA等に係る登録利用者が、他のFOMA等又はXiにおいて、この約款又はXiサービス契約約款の規定により身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、当該契約約款の規定によりそのFOMA等又はXiが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (オ)〜(カ)(略)

(略)

2 料金額 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

(:	1) ~(7)の3 (略)	(略)
(7	7)の4 データ 通信モードの 定額通信料 に係るのデー 夕定額共有	ア (略) イ データ定額共有とは、共有回線群(ウに規定する共有代表回線及び工に規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する X i 、第2種 X i ユビキタス、F O M A (第2種契約に係るものに限ります。)及び F O M A ユビキタス(第2種 F O M A ユビキタス契約に係るものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。ウーテ (略) ト ウからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。(ア) (略) (イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他の X i 、第2種 X i ユビキタス、F O M A (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又は F O M A ユビキタス (第2種 F O M A ユビキタス 契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。(ウ) (略)
(7	7)の5~(25) (略)	①~⑩ (略) (略)

2 料金額 (略)

第4~第7 (略)

第2表~第7表 (略)

別表 1 ~ 別表 10 (略)

附則(平成27年8月27日経企第1033号) この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。 (略)

2 料金額 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用			
(1) ~(7)の3 (略)	(略)		
(7)の4 データ	ア (略)		
通信モードの	イ データ定額共有とは、共有回線群(ウに規定する共有代表回線及びエに規定する共有対象回線によ		
定額通信料	り構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するXi、Xiユビキタス、F		
に係るのデー	OMA(第2種契約に係るものに限ります。)及びFOMAユビキタス(第2種FOMAユビキタス契		
夕定額共有	約に係るものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る		
	契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。		
	ウ~テ (略)		
	ト ウからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。		
	(ア) (略)		
	(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA(第		
	2 種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又は F O M A ユビキタス(第 2		
	種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群		
	を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者		
	は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとし		
	ます。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指		
	定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。		
	(ウ) (略)		
	①~⑩ (略)		
(7)の5~(25)	(略)		
(略)	. 47		

2 料金額 (略)

第4~第7 (略)

第2表~第7表 (略)

別表 1 ~別表 10 (略)

[改正]

第1章~第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~5 (略)

6 前 5 項の規定によるほか、第 9 種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

ア〜カ (略)

(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から F O M A サービス、X i サービス (X i ユビキタスを除きます)、ワイドスター通信サービス又は卸携 帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。

イ~カ (略)

7 前6項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス、V7イドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。 (2)~(7)(略)

8 (略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章~第13章 (略)

料金表

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用				
接続数値の書類等	ア〜イ (略)			
	ウ mopera 直収サービスに係る接続装置には、次の種類があります。			
	種 類	内 容		
	mopera 直収接	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録したFOMAサー		
	続装置	ビス又はXiサービスの契約者回線等との間で通信を行うことができるように		
		するために設置するものであって、主として情報提供を行うためのもの		
	エ〜ヒ(略)			

[現行]

第1章~第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2~5 (略)

6 前5項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

ア〜カ (略)

(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線 等へ通信を行うことができます。

イ~カ (略)

7 前6項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービ、ワイドスター通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

(2)~(7) (略)

8 (略)

第39条の2~第40条 (略)

第9章~第13章 (略)

料金表

第1 接続装置使用料

接続装置使用料の適用				
接続数値の書類等	ア〜イ (略)			
	ウ mopera 直収サービスに係る接続装置には、次の種類があります。			
	種 類	内 容		
	mopera 直収接	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録したFOMAサ		
	続装置	- ビスの契約者回線等との間で通信を行うことができるようにするために設置		
		するものであって、主として情報提供を行うためのもの		
	エ〜ヒ (略)			

2 料金額 (略)	2 料金額 (略)
第2~第5(略)	第2~第5 (略)
第3表 (略)	第3表(略)
別表 1 ~ 4 (略)	別表 1 ~ 4 (略)
附則(平成 27 年 8 月 27 日経企第 1033 号) この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。	

[改正]	[現行]
第1条〜第2条 (略) (本契約の申込みをすることができる者の条件) 第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。 (1) 当社のX i サービス契約約款(以下「X i 約款」といいます。)に定めるところにより、当社とX i 契約又は第2種X i ユビキタス契約を締結している者 (2) 当社のFOMAサービス契約約款(以下「FOMA約款」といいます。)に定めるところにより、当社とFOMA契約 (パリュープランを選択している者に限ります。)又は第2種FOMAユビキタス契約を締結している者	第1条〜第2条 (略) (本契約の申込みをすることができる者の条件) 第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。 (1)当社のXiサービス契約約款(以下「Xi約款」といいます。)に定めるところにより、当社とXi契約又はXiユビキタス契約を締結している者 (2)当社のFOMAサービス契約約款(以下「FOMA約款」といいます。)に定めるところにより、当社とFOMA契約を締結している者であって、バリュープランを選択している者
第4条~第19条 (略)	第4条~第19条 (略)
3) [A 3) [J A 1-0]	

[改正]	[現行]
第1章~第15章 (略)	第 1 章~第 15 章 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
別表 1 ~別表 2 (略)	別表 1 ~別表 2 (略)
附 則 (平成 27 年8月 27 日経企第 1033 号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成 27 年9月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 3 経企第 633 号 (平成 27 年 6月 24 日) の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 27 年 8月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間」に、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成 27 年 11 月 30日までの間に含まれるとき」を「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 4 月 30 日までの間に含まれるとき」にそれぞれ改めます。	